

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和7年6月27日

奈良県知事 山下 真

第1 一般競争入札に付する調達の内容

(1) 業務名

なら健康長寿基本計画（第2期）に係る健康指標調査分析業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで

(3) 業務の内容

「なら健康長寿基本計画（第2期）に係る健康指標調査分析業務」仕様書（以下「仕様書」という。）によります。

(4) 成果品の納入場所

奈良市登大路町30番地 奈良県福祉保険部医療政策局健康推進課
（県庁主棟3階）

(5) 入札方法

入札は総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

入札は、奈良県物品・役務電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行います。（「奈良県物品・役務電子入札等システムポータルサイト」<https://www.pref.nara.jp/26215.htm> から確認できます。）

詳細は入札説明書によります。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(6)までに該当する者が、この入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書（入札説明書の別紙1。以下「申請書」という。）の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置の期間中でない者であること。

- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者のうち、営業種目「Q4検査・分析・調査業務」又は「Q7役務の提供 諸サービス」に登録している者であること。
- (4) 公告日から過去5年間以内に、国又は地方公共団体（国又は地方公共団体が設立する独立行政法人を含む。）が実施する5,000人以上を対象とした調査分析業務を複数件受託して誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 以下のいずれかの認証資格等を有していること。
 - ア ISO/IEC27001 認証（情報セキュリティマネジメントシステム）
 - イ プライバシーマークの付与（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）
- (6) 「奈良県物品・役務電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）」の利用者登録が完了している者であること。

第3 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 第2で示した競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 奈良県契約規則第7条に該当する入札
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした者の入札
- (4) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカード（以下「ICカード」という。）等を不正に使用して行った入札
- (5) ICカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のICカードを使用した者のした入札
- (6) 入札及び契約締結権限のない者のICカードを使用して提出された入札
- (7) 事前の承諾なく、入札書を紙面等により提出した入札
- (8) コンピュータウイルスに感染したファイル等を添付した入札
- (9) その他、入札に関する条件に違反した入札

第4 手続等

(1) 担当部局

ア 入札手続等に関する問合せ先、契約を担当する部課

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県福祉保険部医療政策局健康推進課健康長寿係（県庁主棟3階）

電話番号 0742-27-8662（直通）

FAX番号 0742-22-5510

イ 電子入札システムの操作に関する問い合わせ先

電子入札総合ヘルプデスク

電話番号 0570-021-777

(平日：午前9時から午後5時30分まで(正午から午後1時までを除く。))

Email sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

(2) 入札説明会の開催

実施しません。

(3) 仕様書等に関する質問の受付

質問は、令和7年7月4日(金)正午まで、電子入札システムへの入力により受付します。

回答は、令和7年7月10日(木)正午以降、電子入札システムに掲載します。

(4) 入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、第2に示す要件を満たしている必要があります。一般競争入札参加資格確認申請書(別紙1)を令和7年7月14日(月)正午までに電子入札システムにより提出するとともに、第2の(4)、(5)に該当することを証する確認資料を郵送又は持参により県に提出し、一般競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

なお、入札参加者は、入開札日の前日までの間において、県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

確認結果は令和7年7月18日(金)午後3時以降、電子入札システムにより通知します。

(5) 確認資料の提出

持参又は郵送。郵送は、書留郵便に限ります。

提出先：(1)ア記載の入札手続等に関する問い合わせ先、契約を担当する部課

持参：令和7年7月14日(月)までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日の終日と平日の正午から午後1時までを除きます。)

郵送：令和7年7月14日(月)午後5時まで

持参、郵送いずれの場合も、提出(郵送の場合は、到着)が受付期間内でなければ、受付できません。

(6) 入札書の提出及び開札の日時

入札書の提出：令和7年7月23日(水)午前10時まで

入札者は、電子入札システムの入力により、入札してください。

入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

開札：令和7年7月23日(水)午前11時から

(7) 郵便による入札

不可です。

(8) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

奈良県契約規則第4条によります。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約の相手方が奈良県契約規則第19条第1項各号の規定（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、又は過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、これらを全て誠実に履行した者等）に該当する場合は、免除します。

(9) 契約書作成の要否

要します。

第5 落札者の決定方法

入札書に記載された金額が、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。

第6 入札手続の停止等

入札を取りやめる必要があると認められる場合は、この調達手続について停止等の措置を行うことがあります。その場合、奈良県は、手続の停止等によって生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。

第7 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している

と認められるとき。

- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、（1）から（5）までのいずれかに該当する者とその相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) 県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

第8 契約の解除

契約締結後、契約者について第7の(1)から(8)までのいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、第7の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

第9 その他

- (1) 入札及び契約手続に係る書類作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (2) 落札者を決定後、速やかに契約を締結します。
- (3) その他、詳細は、仕様書及び入札説明書に示すところによります。